2 品質管理



12の品質領域 ►p.54

ガバナンスおよびリーダーシップ
- ►リーダーシップチームによる適切な品質管理体制の維持構築

職業倫理および独立性
- ►行動規範と法規制の遵守および適切な行動
- ►独立性の遵守

契約の新規の締結および更新
- ►契約の新規の締結および更新
- ►業務の開発および管理

業務の実施
- ►審査
- ►業務の実施

監査事務所の業務運営に関する資源
- ►人財の採用、人財育成および人財の定着
- ►教育研修
- ►人財の配置
- ►人事評価
- ►デジタル化の推進とITシステムの適切な管理

情報と伝達
- ►識別した不備の評価、伝達および是正

リーダーメッセージ

監査品質に対する信頼回復と持続的な品質向上に向けて

「監査品質に関する報告書2026」をご高覧いただき、誠にありがとうございます。品質管理担当として、2026年度（当年度）の振り返りと2027年度（次年度）に向けた私たちの取り組みをお伝えいたします。

当年度は、当法人にとって多くの学びを得た1年でした。代表執行役の久保田および執行役副代表の山口が本報告書の冒頭で述べているとおり、私たちが社会に提供すべき最も本質的な価値は「トラスト（信頼）」です。財務情報の信頼性を担保し、資本市場と社会の健全な機能を支えるという私たちの役割に、改めて立ち返る必要があると考えています。

品質管理の仕組みは長年の取り組みにより着実に整備されてきました。一方で、統合後の新しい組織の中で、その重要性が法人全体に十分浸透し、一人一人の日々の監査業務に自然に反映されるまでには、なお時間を要すると認識しています。監査品質は第1線で作り込まれるものであり、品質管理本部は第2線として現場を支援しつつ適切な牽制を行います。第1線と第2線が両輪として機能することで、品質文化の定着を着実に進めていきます。

次年度の基本方針は「監査品質に対する信頼の回復」です。第1に、品質管理システムが現場で確実に運用されているかを改めて検証します。ホットレビューは重要施策として継続し、特に不正リスクへの対応を強化します。第2に、適時なエスカレーションと率直なコンサルテーションが自然に行われる組織風土の醸成です。研修やワークショップ、適時適切なリーチアウトを通じて、行動変容につながる取り組みを推進します。第3に、テクノロジーを活用した品質の高度化です。2026年12月期監査から次世代監査プラットフォームを順次導入し、AIなどの新技術を活用して監査品質と効率性の向上を図ります。また、品質管理本部においてもAIエージェント等の活用を進め、第2線業務の質と機動力を高めていきます。

品質向上は、現場のパートナーおよびチームメンバー一人一人のリーダーシップとコミットメントに支えられます。品質管理本部は第2線としてその取り組みを全力で支援します。次年度は、監査に対する信頼の再構築に向けた正念場です。法人の総力を結集し、社会からの信頼に応えられる監査品質の追求に真摯に取り組んでいきます。



執行役常務 品質管理担当
鈴木 隆樹

上席執行役員 品質管理本部 Co-Leader
ニール・ウェインガルテン

品質管理：QMSEフレームワーク（ISQM1対応）

国際品質マネジメント基準第1号（ISQM1）

2020年12月に、国際監査・保証基準審議会（IAASB）は、監査事務所の品質管理の強化等を目的としてISQM1を含む3つの基準を公表しました。ISQM1は2022年12月15日に発効され、全ての監査事務所は、品質管理システムを整備・運用し、毎期品質管理システムの有効性を評価することが求められています。

ISQM1は、監査事務所に対し、品質目標を設定し、継続的かつ反復的に運用され、監査事務所の性質および状況ならびに業務の内容および状況の変化に対応する品質管理システムを整備・運用することを求めています。ISQM1は、品質管理システムのモニタリングおよび改善に関する監査事務所の責任を強化し、より積極的で適時なモニタリング、効果的・効率的かつ適時な根本原因分析プロセス、そして効果的かつ適時な不備是正の必要性を強調しています。

ISQM1では、監査事務所の目的は、以下の合理的な保証を提供する品質管理システムを整備し、運用することであると規定しています。

- 監査事務所およびその専門要員が、職業的専門家としての基準および適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準および法令等に従って監査業務を実施すること。
- 監査事務所または監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行すること。

ISQM1はさらに、より質の高い監査を一貫して実施することにより公共の利益に資することを強調し、これは品質管理システムを整備し、運用することによって支えられていると述べています。

ネットワーク全体を通した監査品質に対する取り組み

PwCネットワークのQMSEフレームワーク

PwCは、高品質な業務の提供を最も大切にしており、これはステークホルダーがPwCに期待するものです。

被監査会社、クライアントおよび他のステークホルダーの期待に応えるために、PwCネットワークは、各メンバーファームが品質管理と事業運営およびリスク管理を統合するフレームワークとして「Quality Management for Service Excellence（QMSE）」を開発しました。

QMSEフレームワークは、ISQM1の目的および要求事項を満たすように設計されており、PwCメンバーファームにおける品質管理モデルを提供し、品質管理と事業運営およびメンバーファーム全体のリスク管理プロセスを統合するものです。QMSEでは、各メンバーファームの品質管理システムは、12の品質領域における一連の品質目標を基礎とし、ISQM1の目的および要求事項を満たしつつ、合理的な保証をもって、全体的な品質目標を達成するよう整備・運用されます。

全体的な品質目標

法人内に必要な能力を備え、メソドロジー、プロセス、テクノロジーを一貫して活用することで、効果的かつ効率的にサービスを提供し、被監査会社、クライアントおよび他のステークホルダーの期待に応えること。



適切な方法での整合性を持った統合

当法人の品質管理システムには、ISQM1の以下の構成要素に関連する品質目標に加え、QMSEフレームワークでPwCネットワークが定めた品質目標が含まれます。

- ガバナンスおよびリーダーシップ
- 職業倫理および独立性
- 契約の新規の締結および更新
- 業務の実施
- 監査事務所の業務運営に関する資源
- 情報と伝達

これらの目標を達成する上で、PwCネットワークはネットワーク全体で品質を継続的に強化するために多くの資源を投資しています。この中で、適切な人財、ネットワーク全体または当法人内で開発されるツールおよびテクノロジー、ならびにテクノロジーの継続的な革新および投資によって支えられる強力な品質基盤の構築を行います。PwCネットワークのグローバル品質管理本部は、効果的な方針、ツール、ガイダンスおよびシステムを通じて品質を促進および監視し、各メンバーファームの品質を適切なレベルに維持することで、各メンバーファームを支援しています。

これらの要素は、PwCネットワークが包括的、全体的および相互に連携した品質管理フレームワークを構築し、各メンバーファームがそれぞれの状況に応じてフレームワークをカスタマイズすることで、整合性を保ちつつ統合されています。各メンバーファームは、ステークホルダーの期待に応える高品質の業務を提供するために、PwCネットワークが提供する資源を活用する責任があります。

■ 12の品質領域

ガバナンスおよびリーダーシップ

リーダーシップチームによる適切な品質管理体制の維持構築

- 統合されたアシュアランスサービスの実現へ ► p.15
- ガバナンス ► p.39
- 品質管理 ► p.51

契約の新規の締結および更新

契約の新規の締結および更新

- 被監査会社の業務リスクの見直しと対応 ► p.63

業務の開発および管理

- 統合されたアシュアランスサービスの実現へ ► p.15
- テクノロジーによるアシュアランス変革 ► p.21
- 当法人の品質管理システム ► p.55

監査事務所の業務運営に関する資源

人財の採用、人財育成および人財の定着

- 採用・育成 ► p.81
- キャリア／アサインメント ► p.83

教育研修

- 研修 ► p.82

人財の配置

- キャリア／アサインメント ► p.83

人事評価

- 人事評価 ► p.85

デジタル化の推進とITシステムの適切な管理

- 次世代監査を支えるテクノロジー ► p.25

職業倫理および独立性

行動規範と法規制の遵守および適切な行動

独立性の遵守

- 職業倫理・独立性 ► p.61

業務の実施

審査

業務の実施

- 品質管理本部によるサポートおよびモニタリング体制 ► p.58
- 次世代監査を支えるテクノロジー ► p.25
- 監査現場における品質管理 ► p.57, p.65

情報と伝達

識別した不備の評価、伝達および是正

- 監査業務の定期的検証・外部検査 ► p.73

品質管理プロセス

これらの品質目標の達成は、当法人、アシュアランスのリーダーシップ、ビジネスプロセスオーナー、パートナーおよびスタッフが確立した品質管理プロセスによって支えられています。品質管理プロセスには以下が含まれます。

- 品質目標の達成を阻害し得るリスク（品質リスク）の識別
- 品質リスクへの対応のデザインおよび適用
- Real Time Assuranceや適切な監査品質指標（AQI）などのプロセス統合型のモニタリング活動を通じた、方針および手続の整備運用状況の有効性のモニタリング
- 改善が必要な領域が識別された場合、根本原因分析および是正措置の適用による品質管理システムの継続的な改善
- 品質に関して期待される行動および成果について明確な期待値を設定し、評価、報酬、昇進の決定時に一貫性と透明性を持って適用する品質に関する報酬および責任のフレームワークの確立

当法人の品質管理システム

当法人の品質管理システムは、品質目標を達成するために継続的に整備、適用および運用されます。当法人の継続的な品質管理プロセスには、内部および外部環境が引き起こす品質リスクの変化をモニタリングし、評価、報告、対応することが含まれます。

したがって、当法人が品質管理において重視していることは、所定のルールを適用することではなく、当法人の品質管理システムに影響を与え得る事象、状況または行動などを考慮し、自ら評価し識別した品質リスクに対応し、品質目標を達成するために適切な対応をデザインおよび適用することです。なお、当法人では、代表執行役を法人の品質管理システムに関する最終責任者、アシュアランスリーダーを品質管理システムの整備および運用責任者とし、品質領域ごとに品質目標を設定するとともに、各品質領域について責任を負う部門責任者を選任しています。

当法人のリスク評価プロセス

過去数年間を振り返ると前例のない課題に直面してきましたが、当法人が当該事象に対処し、高品質な監査業務の提供という全体的な品質目標を達成する上で、品質管理システムが役立ちました。当法人の品質管理システムには、QMSEフレームワークで特定された品質目標に対するリスク評価の実施が含まれており、事象、状況または行動などが品質目標の達成にどのように、またはどの程度、負の影響を及ぼす可能性があるかを考慮します。これにより以下が生じる可能性があります。

- 1つまたは複数の品質目標の達成に対する新しい品質リスクまたは品質リスクの変更
- 既存の品質リスクに対するリスク評価の変更
- 品質リスクへの対応を含む当法人の品質管理システムのデザインの変更

品質リスクとは、合理的な発生可能性があり、個別にまたは他の品質リスクと組み合わせて、1つまたは複数の品質目標の達成を阻害する可能性があるリスクです。

モニタリングおよび改善プロセス

「監査業務の定期的検証」セクション ►p.73 では、当法人が整備し、運用している日常的および定期的なモニタリングの種類について説明しています。当該モニタリングは、品質管理システムに関する信頼できる情報を提供し、識別した不備に対する適時かつ効果的な是正措置の適用を支援します。当該是正措置の適用を支援するため、当法人は根本原因分析プログラム ►p.73 を整備し、運用しています。

モニタリングおよび是正プロセスを通じて収集した情報は、外部検査などの他の情報源とともに、当法人の品質管理システムを評価するために使用します。

当法人の品質管理システムの有効性について

当法人はISQM1および品質管理基準報告書第1号における品質管理システムの年次評価を実施しました。当法人の品質管理システムに関する最終責任者である代表執行役は、品質管理システムが、当法人の実施する監査およびその他の保証業務に関し、以下の合理的な保証を提供しているか評価しました。

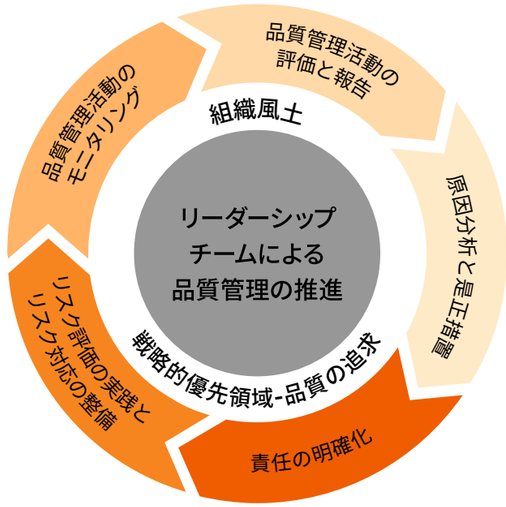
① 当法人およびその専門要員が、職業的専門家としての基準および適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準および法令等に従って監査業務およびその他の保証業務を実施すること。

② 当法人または業務責任者が状況に応じた適切な報告書を発行すること。

全ての関連する情報に基づき2026年6月30日時点の品質管理システムの評価を実施した結果、当法人の品質管理システムは品質目標が達成されているという合理的な保証を当法人に提供していると評価しました。

■ **私たちの価値創造活動**

品質管理システムの評価プロセスー QMSE ー



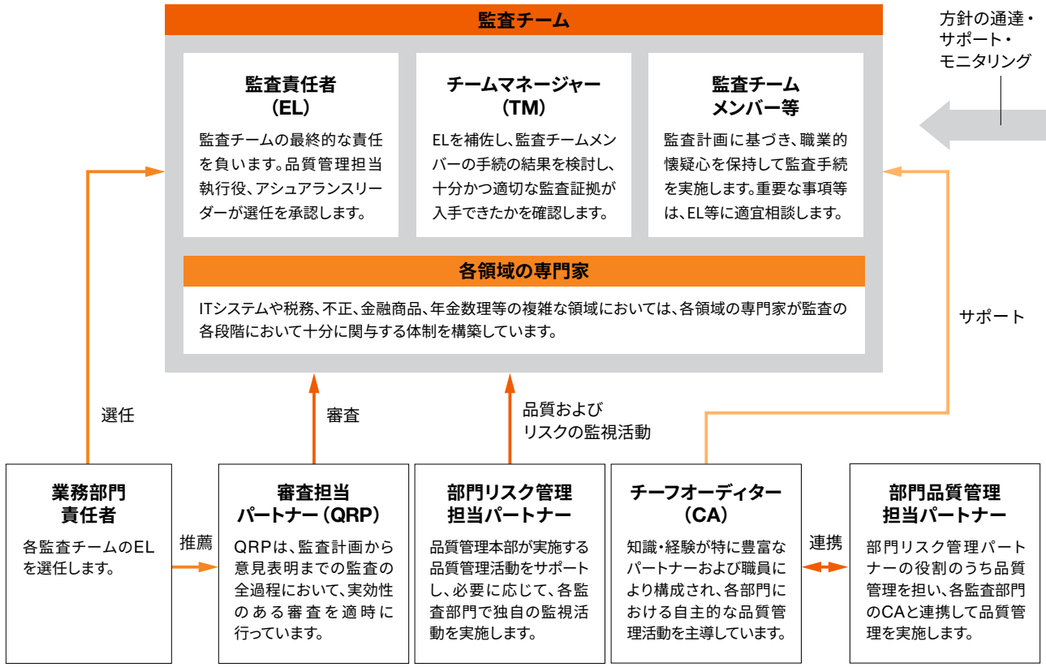
当法人の品質管理体制

当法人では、監査現場における品質管理、品質管理本部によるサポートおよびモニタリング、各領域の専門家やPwCネットワークとの連携を通じて、監査チームが主体的に課題を解決しつつ、品質管理本部や各領域の専門家、日本企業支援ネットワーク（JBN：Japan Business Network）などPwCネットワークの全てのリソースを結集して監査現場を支えています。

監査チームの組成と支援体制

監査チームは、専門家で編成された各監査部門の中で、厳正かつ公正な監査を実施するために必要十分な人財で組成されています。審査担当パートナー（QRP）、チーフオーディター（CA）など、監査チーム外からのサポート体制も備えています。なお、当法人では、品質上の重要な判断について責任の所在を明確にすることを重視しており、一部の社会的影響が大きい監査業務を除き、合議制による審議を義務付けておらず、審査担当パートナー（QRP）が一貫してレビュー責任を負う体制を採用しています。

■ 監査チームを取り巻く品質管理体制



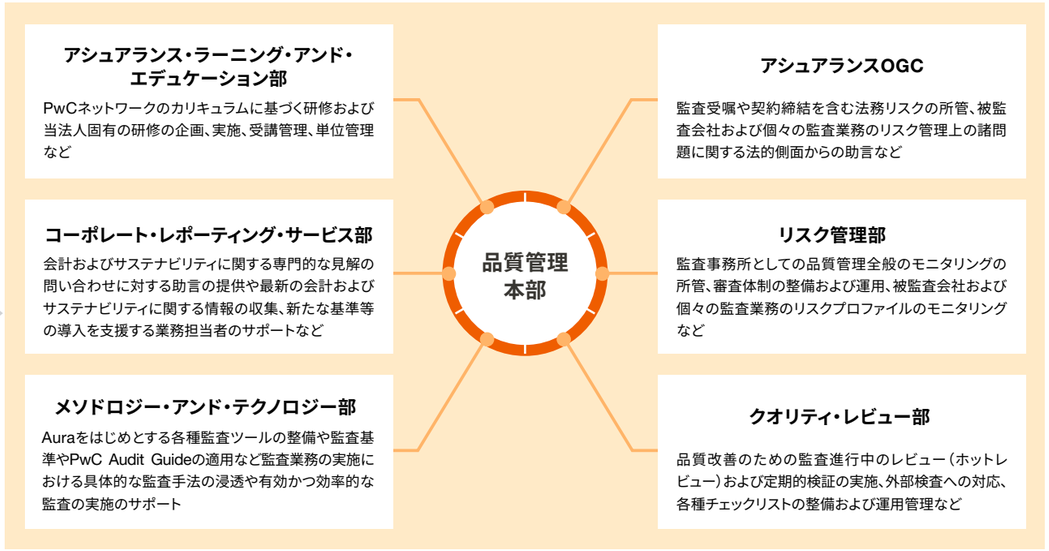
■ 監査現場における品質管理指標

監査現場における品質管理指標		2025年度	2026年度
監査スタッフの監督	パートナー（社員）に対するマネージャー以上の専門職員の比率	1:3	1:3
	パートナー（社員）に対する全専門職員の比率	1:12	1:12
監査従事者の年間平均執務時間 ※年間35時間以上監査業務に従事する者の年間総執務時間を、対象監査従事者数で除して算出	パートナー（社員）	2,110時間	2,036時間
	パートナー（社員）以外	1,904時間	1,960時間

品質管理本部（R&Q）

品質管理本部には、主に会計・監査領域を専門とするパートナーや職員が配置され、専門的な見解に関する問い合わせへの対応など、随時、各監査チームとコミュニケーションをとりながら問題点の早期発見・解決に努めています。

■ 品質管理本部によるサポートおよびモニタリング体制



■ 品質管理業務の人員数

品質管理本部（機能）	2026年度		
	パートナー	マネージャー以上の専門職員	合計
品質管理本部合計（A）※1	**25名**	**121名**	**146名**
品質管理本部統括	2名	0名	2名
独立性・職業倫理の管理※2	5名	32名	37名
リスク管理・定期的検証等の監視活動	6名	31名	37名
法務	1名	2名	3名
会計の専門的見解の問い合わせへの対応	7名	20名	27名
監査の専門的見解の問い合わせへの対応	3名	24名	27名
教育研修・人財育成	1名	12名	13名
監査に従事するパートナーおよびマネージャー以上の専門職員（B）※3	**166名**	**461名**	**627名**
比率（C）※4	**15%**	**26%**	**23%**

※1 品質管理本部合計（A）には、他の部門に所属する兼務者は含んでいません。
※2 独立性・職業倫理の管理は、品質管理本部ではなく、インターナルファームサービス部門に所属する倫理・コンプライアンス・独立性グループが担当していますが、業務の性質上、上記の集計に含めています。
※3 監査業務に年間35時間以上関与するパートナー・専門職員のうち、6月末に在籍していた監査従事者として算定しています。
※4 比率（C）は、品質管理本部合計（A）を監査に従事するパートナーおよびマネージャー以上の専門職員（B）で除して算出しています。

1. 独立性や契約のモニタリング

►p.61 をご参照ください。

2. 業務負荷のモニタリング

監査責任者は、その職責を果たすための適性、能力および経験を考慮して各業務部門の責任者により選任されますが、品質管理本部が、客観的な視点から選任結果を個別に検討するプロセスを採用しています。品質管理本部は、各パートナーの年間の担当業務に偏りがないかを確認し、パートナーの業務のポートフォリオのレビューを実施しており、必要に応じて関係者と協議し、業務分担の見直しを求めるなど、きめ細かいモニタリングを行っています。

3. 専門的な見解の問い合わせ

当法人では、事前に専門的な見解の問い合わせが必要な事項を明示し、監査チームが該当する事象に直面した場合には、品質管理本部の見解を入手することを義務付けています。品質管理本部の担当者は、外部の専門機関への出向経験がある者など各専門領域および実務に精通した者で構成されており、事案の内容や監査チームの検討結果および暫定的な結論について監査チームと十分に議論を行い、専門的な調査を実施した上で見解を示します。

4. 特定課題に関するアンケート（リーチアウト）

品質管理本部では、監査において特に留意すべき事項の有無や各監査チームの対応状況を積極的に情報収集した上で分析し、監査チームを支援するため、アンケート形式の調査「リーチアウト」を実施しています。リーチアウト活動の対象は、例えば、特定の業種に属する被監査会社など、調査項目に応じて都度決定しています。リーチアウトを通じて個々の監査業務の現状に関する情報を入手し、被監査会社の財務情報や監査チームからの情報などを加味してプロファイリングすることにより、追加的な対応や支援が必要な監査チームを識別します。

5. 電子監査調書にアクセスして異常を検知（Real Time Assurance）

品質管理本部では、リーチアウト活動に加えて、電子化された監査調書であるAura内のデータを自動的に集約し、業務進捗などをモニタリングする取り組みを進めています。この活動をReal Time Assuranceと呼んでおり、この活動により例えば、PwC Auditに従っていない可能性がある監査業務や、業務進捗が遅れている監査チームをリアルタイムに発見し、支援することができます。また、デジタルツールで集約したデータを用いて、法人全体の品質の傾向を把握するための分析を行っています。

6. 監査進行中のレビュー（ホットレビュー）

ホットレビューでは、高リスク領域を中心に、監査チームにより監査が計画・実施されるのと同時に、経験のあるレビューアーが監査チームの選択したテストアプローチやその結果をレビューし、アドバイスを提供します。これにより監査チームを支援すると同時に、現場の監査品質をモニタリングしています。

7. 不正リスク対応

►p.67 をご参照ください。

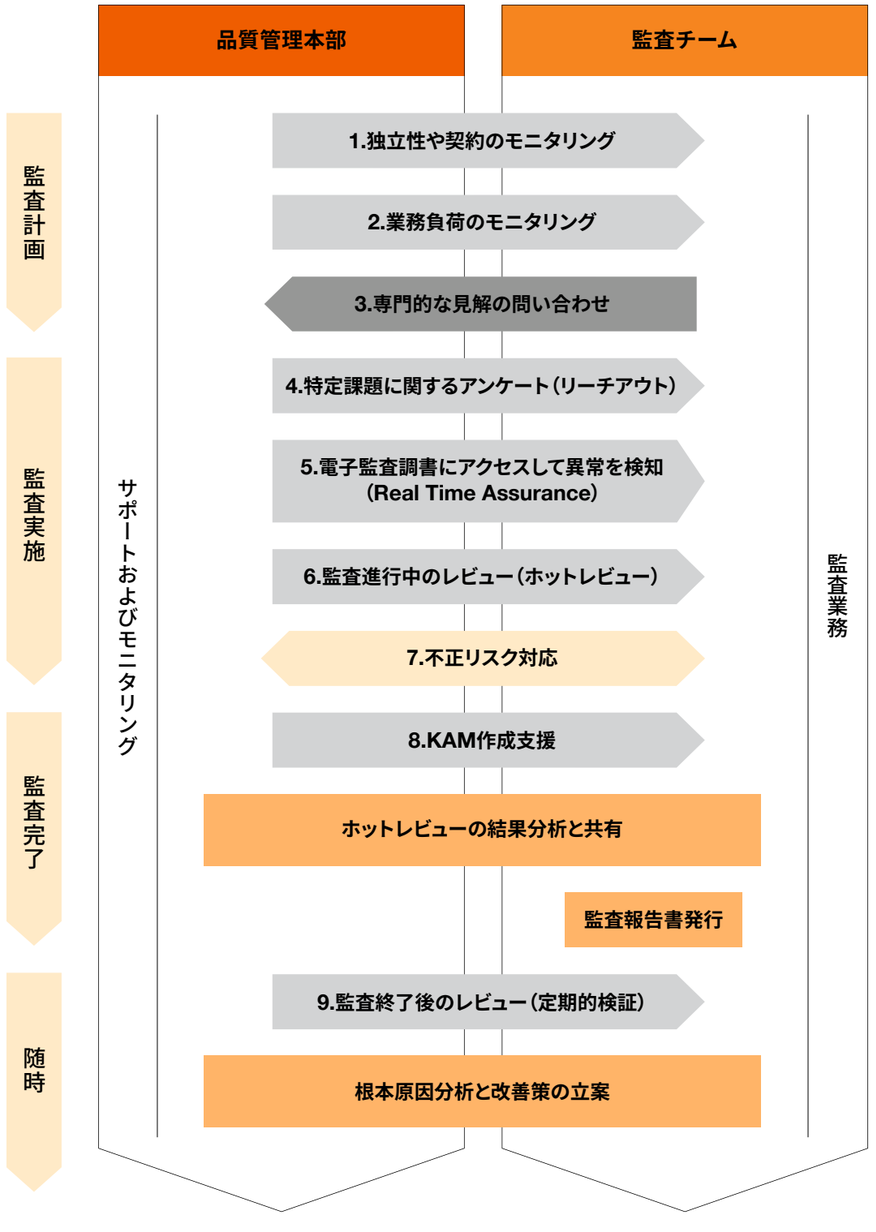
8. KAM作成支援

►p.66 をご参照ください。

9. 監査終了後のレビュー（定期的検証）

►p.73 をご参照ください。

■ 監査プロセスにおける品質管理本部のサポート&モニタリング



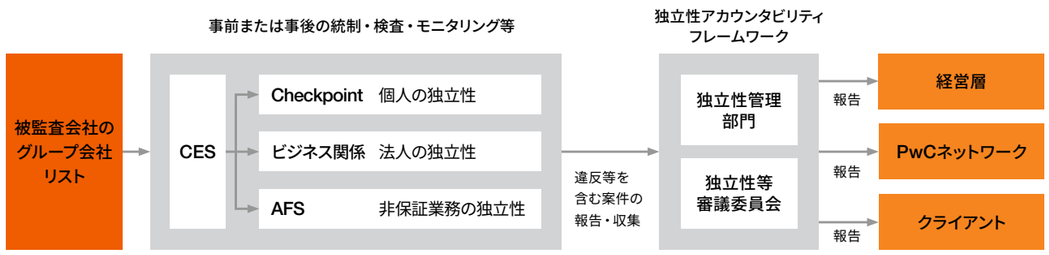
職業倫理・独立性

独立性に関する方針および手続

独立した立場を保持することは監査の前提であり、被監査会社との信頼関係を基礎に独立性の保持に関する協力関係を築くことは、PwCとしての存在意義に資するものです。そのため、PwCネットワークのメンバーファームとして、国際会計士倫理基準審議会（IESBA）の倫理規程が基礎となっているPwC Global Independence Policy（独立性に関する指針）を基本に、日本の法令および日本公認会計士協会（JICPA）の倫理規則を踏まえたものを当法人の独立性に関する指針とし、その遵守に係る方針および手続を定めています。独立性の方針および手続に関する理解を徹底させるため、全てのパートナーおよび職員を対象とした独立性に関する研修を定期的に実施しています。また、年次のコンプライアンス確認手続を通じて、独立性に関する方針および手続について全てのパートナーおよび職員が理解し遵守していることを確認しています。

当該方針および手続に基づき、被監査会社をPwCネットワークが共有するマスタークライアントデータベース（CES）に登録することによって、当法人の被監査会社のみならずPwCネットワークの被監査会社全般について独立性に関して制限のあるクライアントを把握できる体制となっており、独立性に関する指針の遵守を確保する枠組みとして維持・運用しています。

■ 独立性を監視するプロセスの全体像



職業倫理

当法人は、日本の法令およびJICPAの倫理規則ならびにPwCネットワーク共通のCode of Conductに準拠して、職業倫理に関する行動規範および関連するガイダンスを定めています。当該行動規範および関連するガイダンスには、職業倫理および独立性に加えて、マネーロンダリング防止、反トラストや反腐敗、反社会的勢力への対応、情報保護、インサイダー取引防止、被監査会社等による違法行為への対応など、幅広い場面に対応する規程が設けられています。当法人のパートナーおよび職員は年次のコンプライアンス確認手続を通じて当該行動規範および関連するガイダンスの遵守を確認しています。

また、PwC Japanグループでは、法令違反や不正行為の早期発見を目的として、エシックス・ヘルプライン（PwC Japanグループ共通）と、監査ホットライン（PwC Japan有限責任監査法人）を設置しています。

パートナーと職員の個人の独立性

当法人のパートナーおよび職員について、年次のコンプライアンス確認手続および個々の監査業務に従事する際に実施する独立性のチェック等を通じて、独立性遵守を確認しています。また、全てのパートナーおよび職員は、保有する有価証券や、保険や年金を通じて間接的に運用する投資先等を取得する前に、データベース（Checkpoint）で保有可否の判定（pre-clearance）を行った上で登録することを義務付け、独立性の諸規則に継続して抵触していないことを確認しています。さらに、執行役およびパートナー就任予定者、ならびに無作為に抽出したパートナーおよび職員に対して独立性の遵守に関する詳細な検査を毎年実施しています。

被監査会社との馴れ合いを防止するため、監査責任者および審査担当パートナーや、監査責任者を補佐する立場であるチームマネージャーについても、連続関与期間の上限および被監査会社への関与を禁止するクーリングオフ期間を設け、モニタリングを実施することで、監査担当者の適切なローテーションを図っています。

法人としての独立性

当法人が外部から物品やサービスを購入する場合や、外部企業や個人とビジネス上の関係を展開する場合には、当法人と被監査会社との間の独立性を保持するため、取引の可否および取引内容について事前に専門部署の承認を得ることとしています。借入先やリース契約先との間においても独立性の問題が生じていないことを定期的に確認しています。また、当法人が保有する有価証券などをビジネス関係承認システムに登録し、独立性の諸規則に抵触しないことを確認しています。

非保証業務提供に関する独立性

被監査会社に対する業務の提供には一定の制限が設けられています。そのため、非保証業務の提供を検討する際には、PwCネットワークの被監査会社を登録・管理するマスタークライアントデータベース（CES）で業務提供先に対する独立性の制限の有無を確認した上で、PwCネットワーク共通の非保証業務ガイダンスを参照して業務提供の可否および提供可能な業務を判断します。提供可能な非保証業務については、あらかじめ監査責任者の承認を得ることとしています（AFS）。

独立性に関する法令および規則等に抵触した場合の対応

監査業務の提供にあたって独立性の規則に違反する事象が生じた場合には、可能な限り速やかに当該違反の原因となった利害関係を解消するとともに、当該違反および対応策などについて被監査会社の監査役等と書面をもって協議します。この他、独立性の方針や手続などの内部規則または法令等に違反した、または違反に関与したパートナーおよび職員は、所定の規程に基づく処分の対象となります。

なお、2026年度において独立性に関する法令等違反はありませんでした。

独立性評価手続

監査意見表明のためには、会計期間の開始から監査意見日までの期間において被監査会社およびその関連企業等に対して継続して独立性を保持する必要があります。買収や合併などにより被監査会社の企業集団の構造が変化し、新たな企業が監査先に加わると、法人も個人も独立性を検討するべき範囲が拡大します。例えば、非保証業務の提供や親族の雇用関係などがあり、独立性違反となる恐れがあるため、事前の独立性評価が必要となります。そのため、関連情報の適時共有と協力を全ての被監査会社にお願いしています。

契約の締結および更新

当法人は、日本における監査の基準とPwCネットワークにおける方針を踏まえて、監査契約を含む全ての業務に係る新規被監査会社の受入および既存被監査会社へのサービス継続に係る方針を定めています。新規被監査会社との関係および監査業務の受入に先立ち、時間および人的資源を含め、当法人が監査業務を実施するための適性および能力を有しているかを検討します（十分に人的資源を確保できないことが見込まれる場合には、新規の契約をお断りする場合もあります）。そして、当該新規の被監査会社と当法人（パートナー・職員を含む）の独立性など利害関係を調査するとともに、当該被監査会社の評判、経営の姿勢、ガバナンスや内部統制の状況、会計・監査における問題の有無などのリスク評価手続を実施し、評価されたリスクに応じて定められた適切な承認を得ることとしています。契約の更新に際しては、少なくとも年に一度リスク評価を実施し、その結果に応じた適切な承認を得ることが求められています。これら一連の手続は、PwCネットワーク共通の受入継続評価システムを通じて実施されます。

被監査会社の業務リスクの見直しと対応

被監査会社との契約の更新にあたっては、高品質な監査を実現できる環境を維持するために、被監査会社の業務リスクを慎重に検討し、採算性なども含め、継続の判断を行っています。

IESBA改訂への対応

IESBAの倫理規程の改訂については、日本公認会計士協会倫理規則の改訂にかかわらず、IESBAの改訂時期に合わせて適用しています。IESBAの倫理規程については、独立性などコンプライアンスに関する社会からの要求の増加という背景もあり、いくつもの改訂プロジェクトが進行しています。

今後は後述する「サステナビリティ保証に関するIESBAの倫理および独立性基準への対応」の他「外部の専門家の作業の利用」などの適用開始が予定されているため、現在それらの対応の準備を行っています。IESBAの倫理規程の改訂およびこれに伴う日本公認会計士協会倫理規則の改訂については、それらの適用と実効性を担保すべく、当法人では、内部ポリシーやガイダンスの改訂、パートナーおよび職員に対して改訂に関する情報共有および研修を行うとともに、各種監査ツールやテンプレートの充実を図っています。IESBAおよびJICPAの動向については、「IESBA Newsletter」と称するアラートを不定期に配信して周知を行っています。

公共の利益のための大きな役割と責任を果たし、被監査会社および社会の信頼を確保していくために、監査人に求められる高い水準の独立性の遵守を徹底する体制を維持していきます。

サステナビリティ保証に関するIESBAの倫理および独立性基準への対応

近年におけるサステナビリティ情報に対する市場および社会の需要の急増により、容易に利用可能なサステナビリティ情報が急速に増加しています。これに伴い、サステナビリティ情報における不正や誤謬のリスクに対して、公共の利益の観点から切迫したニーズが高まっています。そのような背景の中で、透明性および関連性、信頼性を備えたサステナビリティ情報を支える保証を求める強い社会的要請に応えるために、IESBAは、一定の規準を満たすサステナビリティ保証業務の実施者に対する倫理基準（独立性基準を含む）を定めた「サステナビリティ保証に関する国際倫理基準（IESSA）」をIESBA倫理規程の中に策定しました。

IESSAの主な特徴は、次のとおりです。

- 職業会計士および職業会計士以外の全てのサステナビリティ保証業務の実施者に適用され特定の職業に限定されない
- あらゆる報告または保証の枠組みと互換性があり、いかなるフレームワークにも対応する
- 財務諸表監査と同水準の公共の利益を有するサステナビリティ保証業務のための強固な基準である
- IESBA倫理規程のパート5として独立した基準である

IESSAは、2028年7月1日から適用されるバリューチェーン構成単位に関する特定の規定を除き、2026年12月15日以後に開始する報告期間、または同日以後の特定の日におけるサステナビリティ保証業務から適用されます。PwCでは、IESSAの適用に備えるためのワーキンググループを設け、方針およびシステム、プロセス、研修、アシュアランス、メソドロジー、コミュニケーションに関する検討を進めており、2026年中にはグローバルの独立性の指針を更新することを予定しています。

当法人では、PwCネットワークのリソースを有効に活用しながら日本の倫理規則の改訂にも対処していきます。IESSAに対応したPwCの保証業務ツールやグループ指示書を含むガイダンスを2027年以降に当法人で展開していく予定です。IESSAの要求事項の多くが監査の場合と同様であるため、実務への円滑な導入を目指しながら、サステナビリティ保証業務に関連する補足的な要求事項およびガイダンスの策定にも対応していきます。バリューチェーンや「他の業務実施者」の利用における考慮事項にも同様に対応していきます。当法人がIESSAに準拠して保証業務を行う主なクライアントは被監査会社であることも想定し、非保証業務の提供に関するガイダンスについても整備します。関連するシステムやプロセスについては、既存のものをベースにしながらも、より堅牢な仕組みを導入し、PwCネットワークのリソースを活用して効果的な研修を適切な時期に実施する予定です。

監査現場における品質管理

当法人の監査アプローチ　PwC Audit

監査チームは、日本の監査の基準およびPwCネットワークの共通の監査メソドロジーと監査プロセスであるPwC Auditに準拠して監査を行います。PwC Auditは、国際監査基準に基づいており、必要に応じて追加の方針とガイダンスを提供します。

PwC Auditによる監査アプローチにおいて基本的かつ最も重要な要素は、監査リスクの適切な識別と評価です。当法人は、期初の監査計画の立案時から監査報告書を発行するまでの全過程を通じ、継続して監査リスクの識別および評価を行い、これに適切に対応した監査手続を計画・実施します。

PwC Auditは監査基準の改正や監査環境の変化等の影響を受けて、毎年改訂されます。改訂された方針およびガイダンスは、監査チームが電子監査調書システムとして利用するAuraに取り込まれ、監査チームは新しい要求事項を適時に参照して監査を行うことが可能です。

当法人内外の環境変化等への監査チームの対応

監査に影響を及ぼす当法人内外の環境変化等に対して以下のように対応しています。

PwCは、監査の提供方法の変革と向上を目指してグローバルで取り組みを進めており、当法人では、PwCが導入している最新の監査サポートシステムを利用しています。当法人は、2026年9月より、監査チームにおいて、長年の技術開発の成果を基に、AIを活用した革新的なアプローチを取り入れた監査プラットフォームである次世代監査プラットフォームの導入を開始しました。次世代監査プラットフォームでは、被監査会社のニーズに応えるために、AIを中心とした最新のテクノロジーを活用することで、監査人の専門的な判断力を高め、リスクをより早期に把握し、質と価値を一層高めた次世代の監査を提供します。特に、今後導入が見込まれているAIエージェントと呼ばれる新しい技術は、監査人の指示に基づき、データの分析や変換、将来を見据えた分析などを自動で行います。これにより異常やリスクをより早く発見することが可能となり、監査チームは重要な論点に早い段階で注力できるとともに、グローバルと一貫性のある監査の実施が可能となる見込みです。

また、サステナビリティ情報開示に対する保証提供のニーズの高まりと将来的な開示の義務化を見据え、当法人ではサステナビリティ保証業務への取り組みを推進しています。サステナビリティ保証においては、温室効果ガスや人的指標など多様な主題を対象に、ISAE（国際保証業務基準）3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」およびISAE3410「温室効果ガス報告に対する保証業務」に基づいた業務を提供しています。業務の実施にあたっては、サステナビリティ保証のためのPwC Auditの方針とガイダンスが提供されており、監査チームは、基準やPwC Auditに準拠して主題に対するリスク評価や保証業務の手続を立案し業務を実施しています。

当法人内外の環境変化等への品質管理本部の対応

近年は重要な監査基準が毎年改正されており、2025年にはIAASBがISA（国際監査基準）240「財務諸表監査における不正に関する監査人の責任」および570「継続企業」の改訂を公表しました。また、テクノロジーの進化やサステナビリティ情報開示ニーズの高まりなど監査を取り巻く環境は年々変化しています。

監査に影響を及ぼす当法人内外の環境変化や新基準が適用される業務にあたっては、品質管理本部はチーフオーディターと連携して現場からの質問を取りまとめ、ガイダンス文書の周知、文書化例やFAQ、各種テンプレートの公開、監査上の留意事項に関する配信等のさまざまな取り組みを進めています。このように監査現場と緊密に連携しながら、当法人内外のリソースを活用して、環境変化や新基準に従った監査を実施できる体制を整えています。

監査上の主要な検討事項（KAM）に対する取り組み

当法人のKAMの作成方針

当法人は、利害関係者にとってどのような情報をKAMに記載することが有用であるかを常に考え、KAMの作成に取り組んできました。どの企業の監査にも共通する一般的な記述の内容（ボイラープレート）は極力避け、個々の企業が置かれている状況とKAMの選定の関係、KAMにどのような論点があり、当該論点に対してどのように監査を実施したのかなどについて可能な限り記載する方針としています。

KAMに対する品質管理本部の支援体制

当該方針に則してKAMが作成されるよう、2026年度においても品質管理本部が監査チームを継続的に支援しました。支援にあたっては、品質管理本部内のKAM担当チームの担当者を個々の監査チームにアサインし、「相談しやすい」体制を継続して整備・運用することにより、監査チームからの相談や文面のレビューの依頼に対応しました。加えて、KAM適用の高評価ポイントをまとめた好事例集を紹介するとともに、引き続きKAMの記載の詳細化を推奨する取り組みなどを行いました。KAMの専門的な見解の問い合わせ手続は社会的影響が大きい場合や、特殊な内容を含む場合を中心に実施していますが、品質管理本部として2026年度においても多くのKAMの作成に対する専門的な見解の問い合わせに対応しました。

マネジメント・監査役等との深い対話とKAMの継続的な改善

KAMは、監査役等とコミュニケーションを行った事項のうち、監査人が特に注意を払った事項の中から選定されますが、利害関係者にとって有用なKAMの作成にあたっては、企業の状況の変化やリスク評価についての監査チームとマネジメント・監査役等との深い対話が不可欠であり、KAMを最終化するまでの間には、KAMのみならず企業開示の内容に至るまで非常に多くの議論が行われます。監査チームによる深い対話の結果、企業の開示も拡充され、それに伴い「KAMの内容および決定理由、KAMに対する監査上の対応」がKAMの内容に沿った個別具体的な記載になります。

品質管理本部では、このようなKAMの作成プロセスにおいて、企業の注記、KAMの内容、監査上の対応の記載の3つが整合したものとなるように、監査チームを支援し、KAMを最終化するまで、繰り返し監査チームと検討を行います。監査チームと品質管理本部が連携して取り組むことにより、当法人のKAMは、被監査会社との深度ある協議に基づいた監査チームの判断が適切に反映され、利害関係者の観点からも理解しやすく、安心して利用できる信頼のあるものとなっています。日本証券アナリスト協会によるKAMの事例集でも当法人の事例が複数取り上げられています。

KAMのボイラープレート化をいかに避けるか、企業の状況の変化をどのようにKAMに反映していくべきか、などは継続した課題であると認識しています。

今後も利害関係者の期待に応えられるよう、継続してKAMの実務の進展に対する取り組みを重ねていきます。

不正リスクへの対応

不正による重要な虚偽表示リスク

日本の監査基準においては、「監査人は、職業的専門家としての正当な注意を払い、懐疑心を保持して監査を行わなければならない」と定められています。また、「監査における不正リスク対応基準」においても、不正リスクに適切に対処する上で、職業的専門家としての懐疑心（職業的懐疑心）が重要であることが強調されています。

職業的専門家としての懐疑心の保持および発揮を支援するための施策

監査に従事するメンバー一人一人が職業的懐疑心を保持・発揮するためには、情報発信や研修の実施に加え、その重要性について法人内のパートナーおよび職員が腹落ちするように、組織全体に浸透させることが不可欠です。当法人では、監査チームメンバーが職業的懐疑心を保持・発揮し、不正リスクに対してより注意深く、批判的な姿勢で臨むことができるように以下の施策を実施しています。

- 監査法人の執行役が月次で発信するメッセージにおいて、職業的懐疑心を含む品質の重要性を周知しています。
- 品質管理本部は、3月決算監査および12月決算監査の計画段階ならびに期末監査手続開始前に、監査および会計に関する留意事項の説明会を合計4回開催しています。その中で、必ず職業的懐疑心を保持して監査手続を遂行するよう注意喚起を行っています。
- チーフオーディター主催のパートナーワークショップにおいて、不正等に係る訂正事案に関し、担当パートナーが監査における振り返りを監査担当パートナーへ共有しています。また、監査・保証事業本部と品質管理本部が合同で、最近の不正事例を踏まえたパートナー向けワークショップを開催し、不正を看過しないための留意点についてグループディスカッションを行いました。
- 公表されている主な不正事例について、監査基準報告書の観点から解説する年次必須研修（e-learning）を実施しています。また、最近の不正事例を踏まえたパートナー向けワークショップにおけるグループディスカッションを反映したe-learning研修を全ての監査担当パートナーおよび職員が受講しました。
- 監査チームメンバーが、不正による重要な虚偽表示リスクを識別するための情報を入手するために、過去の不正事案を理解する取り組みとして、パートナーおよび監査現場をリードする一定以上の経験を有する職員に対して、ケーススタディ研修受講を義務付けています。
- 法人外部の実務家や法律家を講師として招き、デジタルリスクと企業の対応、AIの活用、リーガルリスクマネジメント、内部通報システムによる不正リスク早期発見・対応のためのポイントなどについての研修を実施しました。なお、監査ホットライン※を設け、当法人内外からの通報を受け付けています。
- リスク管理部は、公表された他社の不正事例の内容および監査上の気づきを月次で取りまとめ、「不正事例新聞」として発信しています。
- 品質管理本部は月次で開催されるチーフオーディターミーティングに参加し、リスク管理部はチーフオーディター向けに不正に関する情報を共有しています。これを受け、チーフオーディターは各事業単位（OU）の定例ミーティングにて当該情報の共有を行っています。
- リスク管理部は四半期ごとに開催される各OUのリスク管理担当パートナー向けミーティングに参加し、リスク管理関連情報を共有することで、各OUのリスク管理担当パートナーはOUのリスク管理に役立てています。
- パートナーおよびチームマネージャーの業務負荷のモニタリングを継続的に実施し、適切な業務環境の整備を通じ、職業的懐疑心を十分に発揮できる体制を維持・強化しています。
- 品質管理本部への相談の垣根を低くするための取り組みを継続しています（監査部と品質管理本部の人事ローテーションの推進、FAQ（インフォーマルコンサルテーション）の活用、法人マネジメントによる品質管理本部への適時な相談の奨励メッセージの配信等）。
- 毎年実施している品質管理本部によるホットレビューにおいて、不正リスク評価およびリスク対応手続について、最近の不正事例を踏まえ、過年度と比較してより深度の高いレビューを実施しています。
- 品質管理本部は、最近の不正事例を踏まえ、全ての2026年3月決算の上場企業監査チームを対象として、リスク評価およびリスク対応手続に関する質問書を送付し、回答を入手後、必要に応じて監査チームに対する追加質問や調書レビューを実施する取り組みを行いました。

※ 監査ホットラインは、法人ウェブサイトに通報方法を記載しています。通報者が人事などにおいて不利益を受けないよう、関連規程上、明文で定めています。また、リスク管理部リーダーが、提供された情報に関するアクセス権限者を選任します。通報対象事項に関係を有する者にはアクセス権限を付与せず、通報者の秘密を守ることにより、通報者が不測の不利益を受ける事態も防いでいます。

不正による重要な虚偽表示の可能性への対応

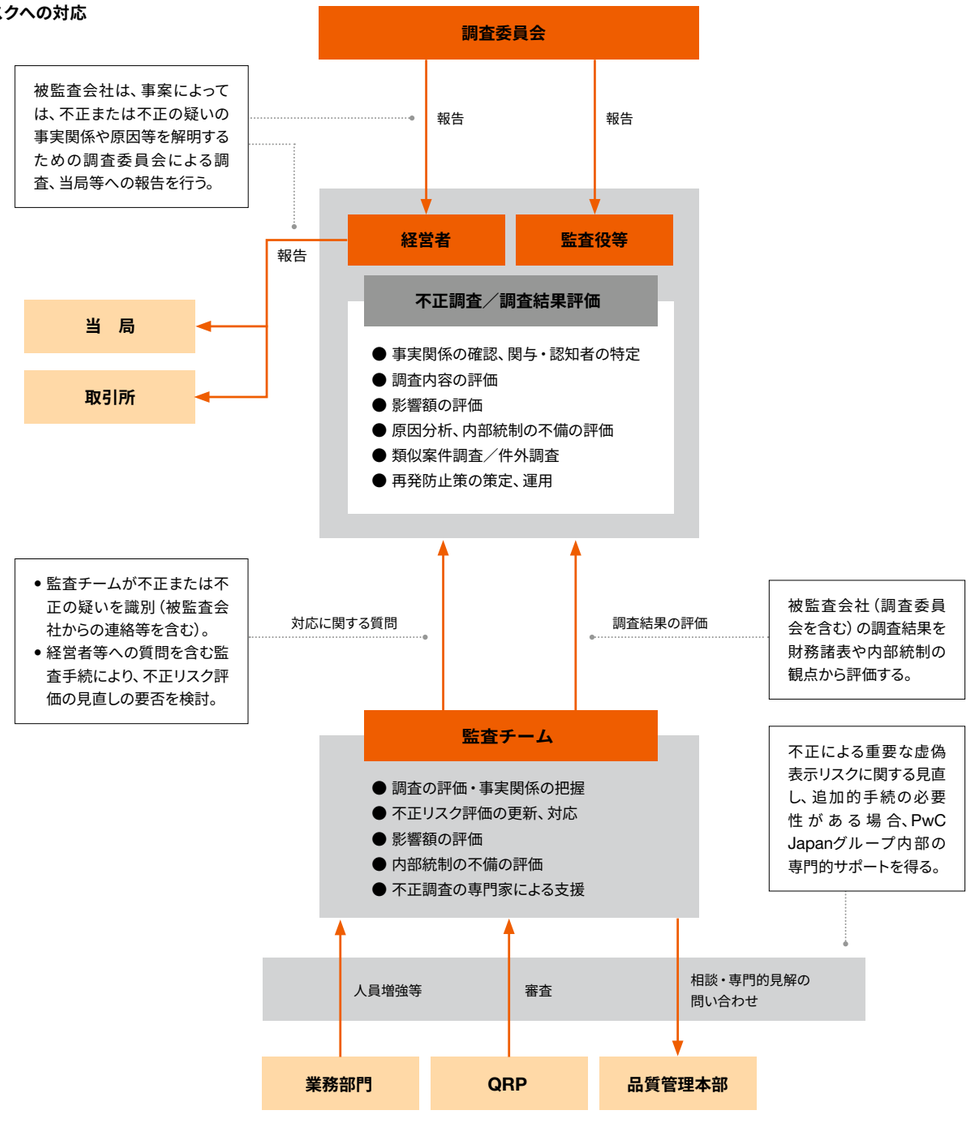
監査チームが不正による重要な虚偽表示の可能性を識別した場合には、次ページのとおり状況に応じて、法人内に共有し、必要な対応を実施しています。当該監査チームに対して、審査担当パートナーによる厳格な審査や部門リスク管理担当パートナーによる助言、品質管理本部による専門的見解の提供、不正の専門家による関与などを実施することがあります。

被監査会社の財務データなどの分析

上場する被監査会社が公表している有価証券報告書等および決算短信における財務データの数年にわたる推移や一般的な財務比率および売上債権などの回転期間の変遷から、不正事例を踏まえた異常値が含まれていないかなどについて、個別に監査チームに問い合わせ、不正の兆候がないかを確認する取り組みを実施しています。品質管理本部も監査チームとのディスカッションを通じ、被監査会社の財務情報の意味合いや事業の特徴を理解する機会を得ることができ、リスクプロファイリングの高度化に役立てています。さらに、過去の有価証券報告書等の訂正事例に基づき被監査会社の財務諸表を分析し、不正・誤謬リスク評価に役立てることを目的とした不正検知AIを開発しています。

不正または不正の疑いを識別した場合の対応（監査チームの流れ）

■ 不正リスクへの対応



1.初動（事実確認と初期評価）

被監査会社からの連絡を受ける場合も含め、不正または不正の疑いを識別した際に、まず、監査チームはできる限り事実関係を把握し、初期的な影響を見極めます。

- 経営者・監査役等への質問を通じて、事実関係、関与者、財務諸表への影響、発生原因等を確認します。
- すでに評価した不正リスクに関連しているか、新たな不正リスクになりうるか評価します。

2. 被監査会社による調査（調査委員会設置等）

内容を把握する過程では、潜在的な影響も踏まえ、被監査会社が財務諸表や内部統制への影響を評価できるよう調査体制の整備を促すことがあります。

- 当初の社内調査チームではなく、社内調査委員会または第三者委員会の設置・調査の実施を申し入れることがあります。
- 不正または不正の疑いの性質に応じて、経営者または監査役等が調査委員会を設置し、事実確認、原因分析、類似案件調査、再発防止策の提言等を委嘱することがあります。

3. 被監査会社による当局等への報告と情報開示

- 被監査会社は、財務諸表への影響の重要性等に応じて、証券取引所や当局への報告およびステークホルダーへの適切な情報開示を行うことがあります。

4. 監査チームによる調査結果の評価とリスク・内部統制評価の更新

- 監査チームは、被監査会社および調査委員会と適時にコミュニケーションを取り、調査が適切に実施されているかを評価します。
- 事実関係に基づき分析された発生原因の内容を理解し、発生原因に即した類似案件調査の範囲・手法が設定されているかを確認します。
- 発生原因および把握された事実関係を踏まえ、不正リスク評価および内部統制評価の更新の要否を検討します。

5. 監査チームによる社内専門家への相談・支援（品質管理本部等）

不正または不正の疑いを識別した段階では全容が明らかでない場合も想定されるため、初期的な段階であっても、品質管理本部への連絡・相談が推奨されています。

- 品質管理本部は、監査チームからの専門的見解に関する問い合わせに対応します。
- 品質管理本部は、監査チームと協議し、必要に応じてネットワーク内の不正調査専門家の参画を依頼します。
- 不正調査専門家は、被監査会社・調査委員会とのコミュニケーションおよび調査手続に対する評価を支援します。

6. 監査チームの体制強化（監査工数の増大が見込まれる場合）

監査における不正または不正の疑いへの対応により、当初見込んだ監査工数が大幅に増加すると見込まれる場合、不正事案対応の経験者を監査チームに追加するなど、監査業務部門が横断的に監査チームを支援します。

7. 監査チームによる監査手続の修正と実施（監査証拠の入手）

監査チームは、十分な体制を整えた上で、被監査会社や調査委員会による調査結果を踏まえ、十分かつ適切な監査証拠を入手するために、リスク評価および立案したリスク対応手続を修正します。その際、被監査会社や調査委員会による調査が指摘した不正の発生原因や提言された再発防止策に注目して、関連する内部統制に対する評価の更新の要否を慎重に検討します。そのうえで、不正による重要な虚偽表示の疑義について十分に検討し、想定される不正の態様等に直接対応した監査手続を実施します。リスク評価やリスク対応手続の立案や実施について、審査担当パートナーや品質管理本部等と緊密に連携しながら、進めます。

ITを重視した監査アプローチ

監査におけるITの重要性とDX推進によるリスクの変化

多くの企業がデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進し、効率化とデータ利活用による業務高度化や、DXを前提としたビジネスモデルの実現に向けて、生成AI・ブロックチェーン、クラウドなどの先進的なテクノロジーの活用を進めています。その結果、ITの活用は拡大・深化の一途を辿っています。一方で、IT化の進展は新たなリスクももたらします。

特に、高度にITが利用されている現状において、クラウド利用をはじめとする委託先管理・サイバーセキュリティリスクは、多くの企業が晒されている重要なリスクです。昨今は、ランサムウェア被害やクラウド固有領域の設定誤り、委託先に起因するシステム障害など、複雑なリスク事象が数多く発生しています。実際、インシデント発生後に復旧が長期化し、決算処理および開示を適時に行えない事案や、システム障害により事業活動が停止する事案も生じており、財務報告に関するリスクとして対応する必要性が高まっています。

監査上も、これらへの対応として財務報告に使用されるITの信頼性を評価することが必要であり、企業のDX推進に伴い、その重要性はさらに高まっています。

IT業務処理統制とIT全般統制

IT統制は、アクセス制限やインターフェースなどシステムの機能・処理に関する「IT業務処理統制」と、システムの開発、保守、運用やセキュリティ管理など、システムの信頼性を支える「IT全般統制」の2つで構成されます。監査では、これら2つの構成区分がどのように関係するのかを理解する必要があります。

売上プロセスを例に、販売管理システムが受注データを受信し、その受注データをもとに出荷データが作成され、単価マスタに登録された単価と出荷データに基づいて売上金額が自動計算されるケースを考えます。この際、売上データが会計システムにインターフェースされ、自動仕訳が起票されるまでの一連の処理がほぼ人を介さずシステムにより実施されている場合、システム障害によりインターフェースが稼働しない、あるいは自動仕訳のプログラムが誤っていると、売上高が適切に計上されません。これら一連の処理がIT業務処理統制であり、統制が適切に運用されていない場合には、財務数値に直結するリスクが発生します。

また、上記処理を構成する個々のプログラムやデータについては、不適切な更新を防ぐためのシステム開発担当者のアクセス制限やログのモニタリング、システム処理のエラーを適時に検出し復旧するための障害監視といった、システム全般にかかわる開発・保守・運用の統制も重要です。これらの統制がIT全般統制であり、年間を通じて重要な不備なく運用されていなければ、IT全般統制の有効性を前提とするIT業務処理統制にも疑義が生じます。そして、IT業務処理統制の有効性を前提とするその他の業務処理統制にも影響が及び、間接的に財務上のリスクへ影響します。

よって、次ページの図のとおり、IT全般統制は財務報告に関連する内部統制全体の基礎であり、監査上も評価が必要となる極めて重要な統制です。

ITに関する監査アプローチ

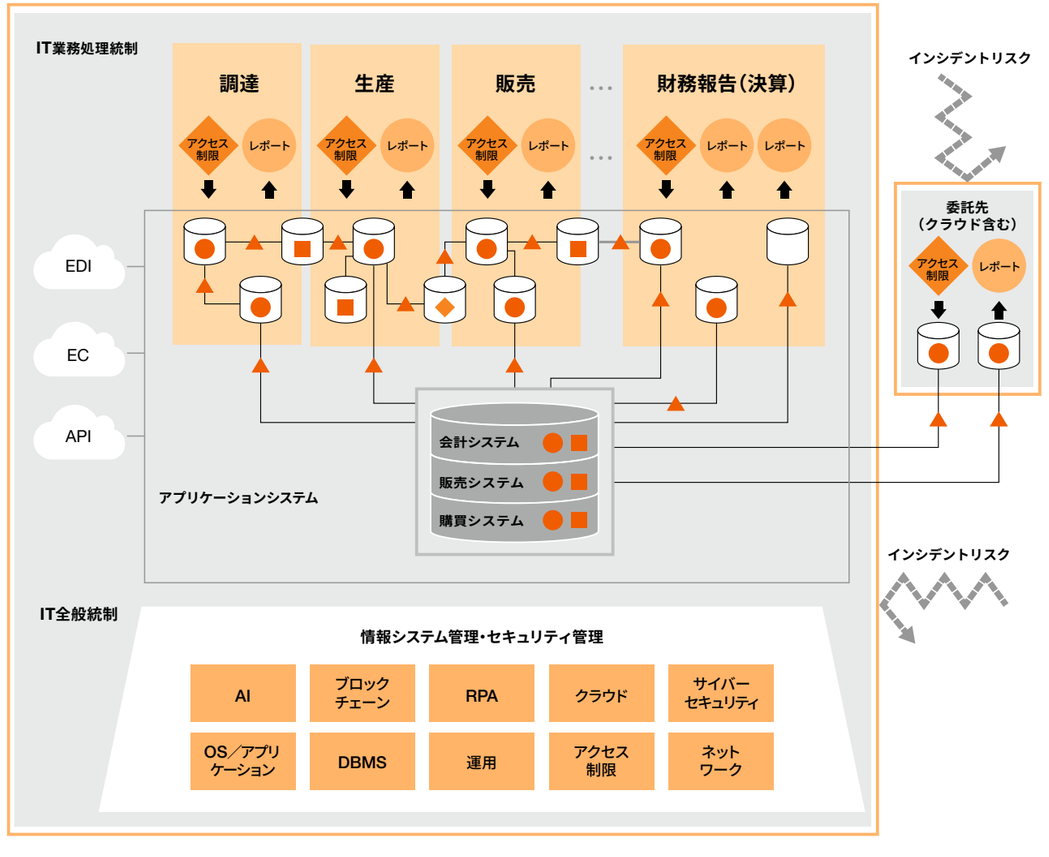
企業のIT化が高度化し、さらに深化していく現状において、IT環境を表面的に理解し評価するだけでは、増大するITリスクに対応した監査を行うことはできません。

当法人は、IT統制に対して深度ある監査手続を実施しています。具体的には、IT業務処理統制について、質問だけでなく仕様書の閲覧を通じてシステム仕様を正確に理解し、仕様どおりの処理が実施されているかを、実際のデータを用いて検証します。また、IT全般統制では、プログラム変更・データ修正のログデータや、権限設定・セキュリティ設定値を検証し、プログラムとデータの信頼性を確認しています。複雑なERPシステムの権限設定についても、PwCネットワークが開発した評価ツールを使用し、網羅的に検証しています。

昨今ではサイバーセキュリティリスクも財務報告に重要な影響を及ぼすリスクとなっていることから、当法人は、サイバーインシデント発生時の有事対応だけでなく、平時から監査対応を行っています。平時の対応では、一般的に財務報告へ影響を与える可能性のあるサイバーセキュリティリスクを評価し、侵入検知、パッチ管理、ランサムウェア攻撃に対応したバックアップとリストアなどの内部統制を評価するなど、PwCネットワークの最新の監査アプローチを取り込んでいます。また、急速に利用が拡大している生成AIについても、利用状況およびガバナンスを理解し、財務報告への影響に応じて監査手続を実施します。

当法人は、IT環境の変化とトレンドを常に把握し、ITの利用から生じるリスクを適切に識別・評価することで、被監査会社の変革のスピードに寄り添い、変革に伴って生じる新たなリスクに先回りして対応し、価値ある監査に寄与していきます。

■ITおよび業務プロセス関連図



監査業務の定期的検証・外部検査

1. 監査終了後のレビュー（定期的検証）

当法人では、監査事務所の品質管理体制および個別の監査業務に関する定期的検証を実施しています。この定期的検証では、PwCネットワークが世界統一で採用する品質管理レビューの仕組みを活用しています。当該品質管理レビューの仕組みは、ISQM1や公開会社会計監督委員会（PCAOB）の品質管理基準をはじめとする監査事務所の品質管理の基準を踏まえて開発されたプログラムです。

レビューチームはクオリティ・レビュー部メンバーを中心に、海外のPwCメンバーファームのパートナー、ディレクターおよびシニアマネージャーを含めて編成され、PwCネットワーク共通の方針、手続、ツールおよびガイダンスを利用してレビューを実施します。

監査事務所の品質管理体制の定期的検証

監査事務所の品質管理体制の定期的検証は、法人全体の品質管理の仕組みに関する内部統制が、品質管理の基準に沿って適切に整備および運用されているかどうかを検証するものです。

個々の監査業務の定期的検証

個々の監査業務の定期的検証は、個々の監査業務が、監査に関する基準等に沿って適切に実施されているかどうかを検証するものです。

監査責任者として監査業務を実施しているパートナーは、原則として3年に一度、個々の監査業務の定期的検証の対象となります。また、社会的影響度の高い監査業務やリスクの増大が認識された監査業務についても、定期的検証の対象選定において考慮しています。

2. 識別した不備の評価、伝達および是正

定期的検証の結果、重要な指摘事項が識別された場合、監査責任者には、改善計画を立案・実行して追加的な監査上の対応が求められます。品質管理本部は、当該改善計画が適時適切に立案・実施されているかを監視します。定期的検証の結果および一連の是正措置は、PwCネットワークにも共有されるとともに、監査チーム内での役割および責任を考慮の上、パートナーを含む各監査チームメンバーの人事評価に反映されます。

3. 根本原因分析と対応策の周知徹底

当法人では、定期的検証や外部機関による検査などで指摘事項が識別された場合および被監査会社において過年度の財務諸表等の訂正事案が発生した場合には、速やかに根本原因分析を実施し、監査品質の改善に役立てています。具体的には、改善が望まれる事項の分布状況、問題が識別された監査業務とそれ以外の業務との比較、客観的な要因と潜在的な問題点の検討といったさまざまな分析を行っています。当法人では、これらの分析結果を吟味し、人財の配置方針の見直し、再発を防止するためのガイダンスの作成、現在進行中の監査業務における対応状況の適時の確認、十分な教育研修の実施など、必要な対応を行います。

4. 次年度の施策への反映

根本原因分析に基づいて個々の対応策も実施されますが、発見された事項はQMSEにおけるリスクとしても認識され、法人全体の品質管理施策にも反映されていきます。

定期的検証の結果

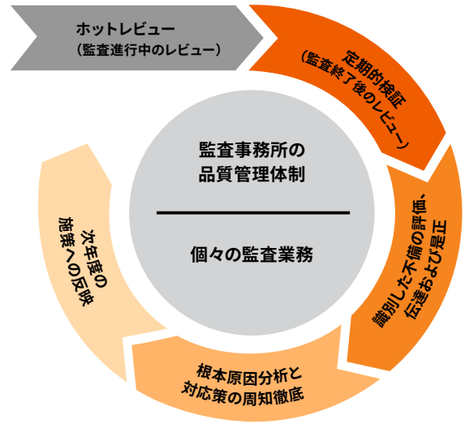
次ページのとおり、2026年度において、41件の監査業務が定期的検証の対象となり重要な指摘事項が1件識別されました。当該定期的検証では、監査業務を実施しているパートナーの45%をカバーしています。

定期的検証の結果を踏まえた品質改善の取り組み

2025年度の定期的検証において重要な指摘事項は識別されませんでしたが、重要でないその他の指摘事項について、フォローアップ研修やワークショップの実施などを通じて監査現場への浸透を図ってきました。また、2026年度の定期的検証において識別された指摘事項についても根本原因分析を実施し、個々の対応策の実施を進めています。今後もさらなる品質改善の努力を継続していく予定です。なお、会計仕訳や会計上の見積りに関して実施する監査手続の高度化には、従前より継続して取り組んでいますが、企業を取り巻く経営環境の変化が著しいことから、内部統制の継続的な強化や経営環境の変化を踏まえた見積りの詳細な裏付け資料の作成など、被監査会社における経営管理体制の強化もますます重要になると考えています。

当法人は、監査基準および求められる監査手続と文書化の理解の再確認を徹底するとともに、品質管理本部と、チーフオーディターが一体となって手続の標準化を推進していきます。当法人には、国際的な監査品質向上の流れを汲み、定期的検証による指摘事項から学ぶカルチャーが醸成されています。これからも、引き続き監査の品質向上を最優先とする取り組みを継続し、被監査会社とも協力しながら、日本における財務報告の品質向上に寄与していきます。

■ レビューと原因分析



■ 定期的検証の結果

定期的検証の結果	2025年度	2026年度
対象件数	47件	41件
監査意見の修正が必要	0件	0件
重要な指摘事項なし	47件	40件
重要な指摘事項あり	0件	1件
パートナーカバー率 ※定期的検証の対象となった業務執行社員数を、監査に従事する業務執行社員の総数で除して算出	52%	45%

■ レビューアーの稼働時間

レビューの種別	2025年度	2026年度
監査進行中のレビュー（ホットレビュー）	8,707時間	9,371時間
監査終了後のレビュー（定期的検証）	4,526時間	4,565時間
合計	13,233時間	13,936時間

JICPAによる品質管理レビュー

JICPAは、監査業務の適切な質的水準の維持・向上によって、監査に対する社会的信頼を維持・確保することを目的として、監査法人が行う監査の品質管理の状況をレビューする制度（品質管理レビュー）を、自主規制として運用しています。品質管理レビューは、原則として3年に一度実施されており、レビュー結果は監査法人に通知され、必要に応じ改善が勧告されます。

■ 直近の品質管理レビュー結果

品質管理レビュー報告書の交付日	2025年4月30日
実施結果	重要な不備事項のない実施結果

公認会計士・監査審査会による検査

公認会計士・監査審査会（CPAAOB）は、JICPAから品質管理レビューに関する報告を受けてその内容を審査し、必要に応じて監査事務所等に立入検査を実施します。その結果、監査事務所において監査の品質管理が著しく不十分である場合や、監査業務が法令等に準拠していないことが明らかになった場合には、業務の適正な運営を確保するために必要な行政処分やその他の措置を金融庁長官に勧告し、同庁が監査事務所等に対して行政処分などを行います。

なお、当法人は、2026年6月30日現在において、過去に金融庁による行政処分を受けたことはありません。

公開会社会計監督委員会による検査

公開会社会計監督委員会（PCAOB）は、米国において公開会社の監査を行う会計事務所に対し、定期的に検査を行っています。検査結果は、PCAOBのウェブサイトにおいて公開されています。

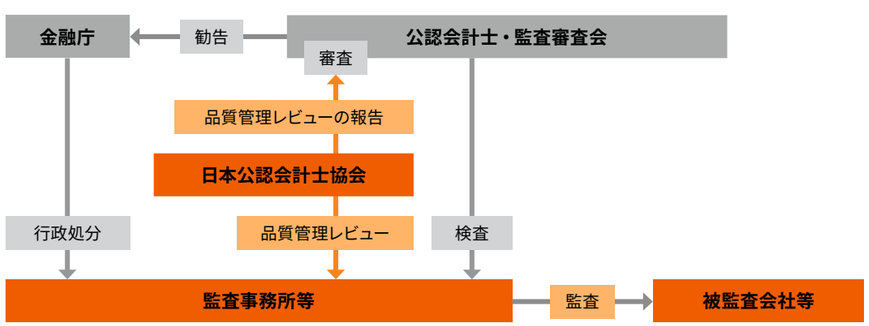
指摘事項への対応等

当法人は、JICPAの品質管理レビューならびにCPAAOBおよびPCAOBの検査において指摘を受けた場合は、適切な対処を行うとともに、その根本原因を分析し、再発を防止するためのガイダンスの作成、教育研修の実施など、必要な対応を行っています。

■ 外部検査による処分

	2025年度	2026年度
設立以降の金融庁による行政処分	0件	0件

■ 外部機関による検査等に関する制度の概要



PwCネットワークとの連携

当法人は、監査手法の導入や監査業務のモニタリング、テクノロジーの開発について、PwCネットワークと連携するとともに、被監査会社の海外子会社等の監査においてPwCネットワークの各拠点とも連携しています。

グローバル監査対応

グローバルに事業を展開する企業のグループ監査を適切に実施するためには、海外子会社等に係る監査上のリスクを識別し、適切な対応を図る必要があります。PwCでは、PwCネットワーク共通の監査手法であるPwC Auditを各国で適用しており、当法人では、企業の海外拠点の社会、文化、法制度、言語を深く理解しつつ、現地PwCのメンバーファームと密接に連携することにより、海外子会社等を取り巻く各国の事業環境を勘案しながら、グローバルで一貫した高品質の監査を実施します。

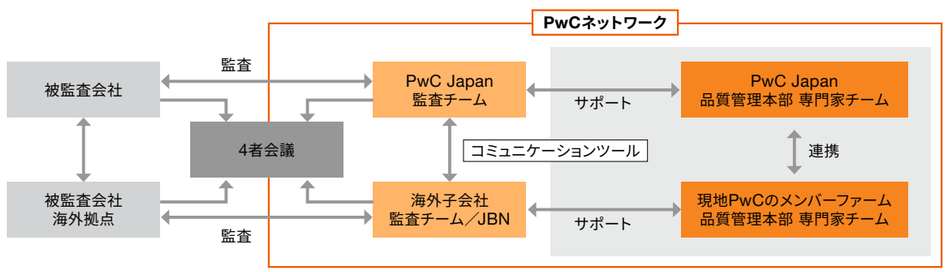
国際的に事業を展開する企業の監査を行う際に、必要に応じて日本企業支援ネットワーク（JBN）メンバーを関与させ、海外子会社等の監査を実施する監査チームとの密接な連携を図ります。

不正などの重大な問題発生時においては、海外であっても早い段階で現地監査人とともに現地経営陣との対面によるディスカッションを実施し、重要課題については早期に品質管理本部がサポートし、必要に応じて現地の品質管理本部とも直接コミュニケーションを行って解決を図ります。また、被監査会社、被監査会社の海外子会社、当法人、現地PwCのメンバーファームの4者会議を開催し協議を行うことで、被監査会社と一緒に迅速に課題を解決します。

日本企業支援ネットワーク（JBN：Japan Business Network）

PwCネットワークは世界各国・地域に、日本企業のビジネスを支援するため、会計・監査をはじめとする専門家から構成される日本企業支援ネットワークを構築しています。2026年7月1日現在、日本企業支援ネットワークには659名（うち、日本語対応可能者441名）の専門家を配置しています。

■ グローバル監査体制



4者会議
重要な案件、新規重要子会社など必要に応じて機動的に開催

品質管理本部の連携
重要課題には早期に品質管理本部がサポートし、必要に応じて品質管理本部が現地の品質管理本部とも直接コミュニケーション

対面対応
海外であっても早い段階で、現地監査人とともに現地経営陣と対面によるディスカッションを行い、課題を早期に解決

専門家チームの組成
現地で専門家チームを組成した際には、日本でも専門家チームを組成し、専門家チームと監査チームが一体となって対応

業務プロセス改善と品質向上への取り組み

業務標準化とデリバリーモデル変革に向けた取り組み

PwC Japanグループでは、PwCビジネストランスフォーメーション合同会社（以下、PwCビジネストランスフォーメーション）に所属する500名以上のメンバーが監査業務の標準化と自動化に向けた取り組みを行っています。また、PwC海外拠点とも連携し、監査手続の実施を行っています。

PwCビジネストランスフォーメーションは、デジタルツールの開発部門や監査現場と密に連携している組織で、テクノロジースキルや基本的な会計に関する資格を有するメンバーで構成されています。監査業務のプロセス改善に加え、デジタルツールの開発部門が持つノウハウも活かし、標準化・自動化の観点から監査品質の向上を目指しています。

PwCビジネストランスフォーメーションでは、監査現場や業務を集約化したセントラルチームを組成し、標準化されたプロセスに沿って監査手続を実施しています。具体的には、多くの被監査会社に対して同質の監査手続が発生するような一部の勘定科目の検証を実施し、品質を担保しています。毎年、監査手続をより高品質にするためにPwCビジネストランスフォーメーションのメンバーと公認会計士が連携して業務プロセスの見直しを行っています。

また、上場会社を対象に、EDINET上の開示書類と被監査会社と合意した最終版の開示書類の一致を確かめるツールなどを用いて開示書類の同一性を担保しています。

PwCビジネストランスフォーメーションでは、これらの取り組みを品質面から支えるために、20名以上の専属の公認会計士を管理者として配置しています。また、監査進行中のレビュー（ホットレビュー）においては、PwCビジネストランスフォーメーションが実施した監査手続も対象となっています。

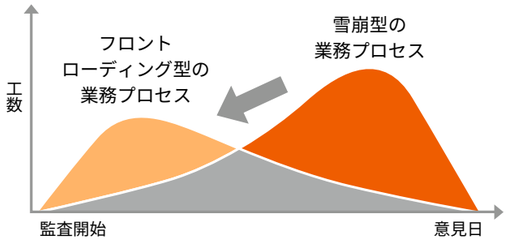
■ DX推進に必要な3つのステップ



EPQ（Engagement Performance and Quality）の取り組み

EPQ（Engagement Performance and Quality）は、監査業務のプロセス改善を通じて、重要なリスクへの適時な対応および監査手続の適切な遂行を図り、監査品質の向上を目指す継続的な取り組みです。監査業務におけるプロジェクトマネジメントの高度化を通じてフロントローディング型の業務プロセスへの移行を推進し、重要なリスクや課題の早期の識別・対応を可能としています。また、監査業務の実施結果を振り返り、得られた知見を業務プロセスの改善に反映することで、継続的な改善を図っています。

■ フロントローディング型の業務プロセス



情報セキュリティ

情報セキュリティの管理体制

PwCでは、PwCネットワークの情報セキュリティ部門と各国のメンバーファームが一体となって情報セキュリティ強化に取り組んでいます。PwCネットワーク全体での取り組みにより、世界的に最新かつ高度な技術を用いた対策を迅速に導入し、また、法令・ガイドラインへの対応を効率的に推進することができ、個々のメンバーファームが独自に取り組む場合よりもさらに高い情報セキュリティレベルを確保できるようになります。

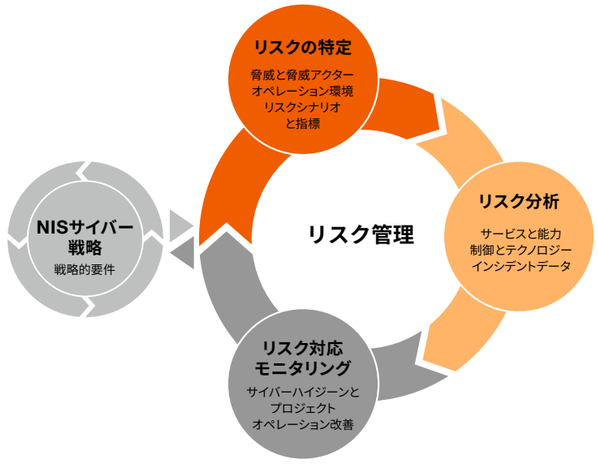
当法人においてもPwCネットワークのゼロトラストセキュリティモデルに基づいたサイバーセキュリティ対策を迅速に導入し、次々と出現する新たな脅威に適時に対応しています。これらの技術的な対策に加えて、組織的・人的情報セキュリティ対策の導入も進めており、PwCネットワークの統一基準による情報セキュリティアセスメントや統一コンテンツによる教育・訓練の実施、日本固有の労働環境や文化などに起因する情報セキュリティリスクの把握、社員および職員の意識の向上に取り組んでいます。

このような取り組みを通して、被監査会社の情報を守る堅牢な情報セキュリティの継続的な確保に努めています。なお、情報セキュリティの維持・強化のため、2022年6月に法人全体でISO/IEC27001（ISMS）の認証を取得しています。

サイバーセキュリティインシデント管理

ランサムウェアをはじめ、サイバー攻撃の脅威は年々増しています。PwCはPwCネットワークの技術環境におけるサイバーリスクを継続的に特定し、優先順位を付け、是正します。当法人では、ネットワーク防御、エンドポイント防御、クラウド防御、アイデンティティセキュリティ、24時間365日監視といったサイバー攻撃に対応する体制を構築しています。また、インシデント発生時には、情報セキュリティ部門からリスク管理部門、法務部門、インシデント発生部門など、関係者へ連携し、協力しながら対応する体制を整備しています。

■ PwCネットワークのサイバー戦略に基づくリスク管理



■ サイバーセキュリティ管理体制

